第
6800
号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2021年)令和 3年 11月 8日 月曜日

発行所 株式会社FPシミュレーション
大阪市中央区備後町２－４－６ TEL : 06-6209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 FAX : 06-6209-8145

♤ 令和３年１月～３月分裁決事例

Ｑ：令和３年１月から３月の裁決事例が公表されたとか。どのようなものがあったのですか？

Ａ：次のようなものがありました。

【解説】

先ごろ、国税不服審判所から令和３年１月分から３月分の裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が７件、所得税法関係が１件の８件でした。

主なものには、次のものがありました。

【国税通則法関係】
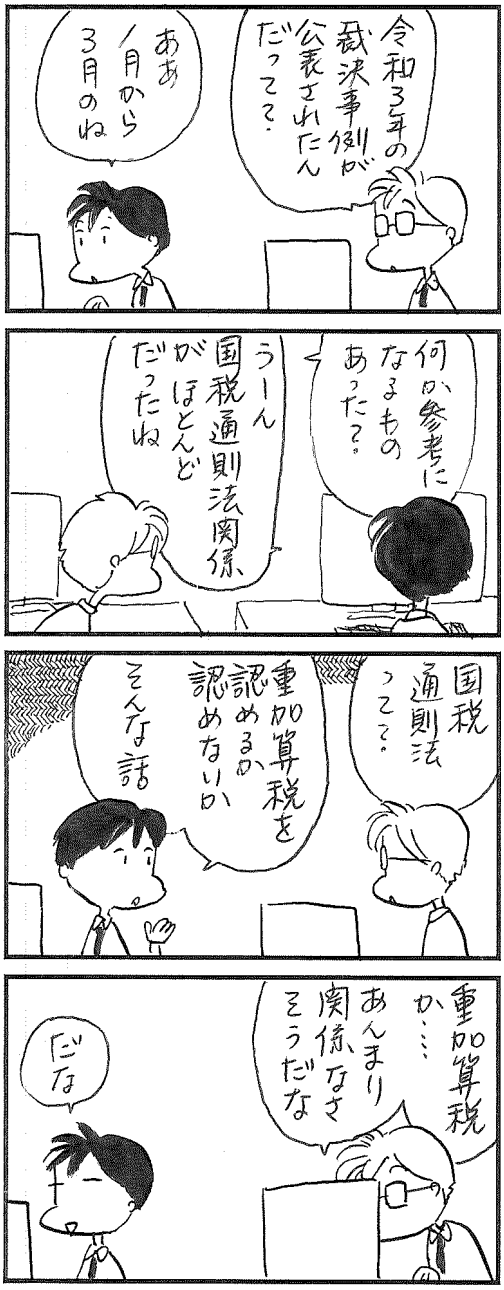
この事件は、相続税の調査で生命保険金の申告漏れがあると指摘され、修正申告をしたところ重加算税が課され、その取消しを求めたものです。原処分庁は、請求人が一部の生命保険金について相続税の申告すべき財産であることを十分認識していたにもかかわらず、関与税理士に対してその存在を殊更に秘匿したことなどに照らせば、重加算税の賦課要件を満たすと主張しましたが、審判所は、同税理士は関係資料等の提出時や申告書の作成時に請求人に対して具体的な確認等をしていなかった上、その他に、請求人が同税理士に対して殊更にその存在を秘匿したと裏付けるに足りる事情も存在しないことなどに照らせば、請求人が当初から過少申告を意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合に該当するとまでは認められないから、重加算税の賦課要件を満たすとはいえないとして、原処分庁の主張を棄却しました。